

名 称
主 たる 事 務 所 の 所 在 地 変 更 届
食 鳥 検 査 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地

年 月 日

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長 殿
特 別 区 長

主 たる 事 務 所 の 所 在 地
名 称
代 表 者 の 氏 名

印

名 称
指 定 検 査 機 関 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 を 変 更 し た い の で 、 食 鳥 処 理 の
食 鳥 検 査 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地

事 業 の 規 制 及 び 食 鳥 検 査 に 関 す る 法 律 第 23 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 届 け 出 ます。

1 変 更 前 の 名 称
主 たる 事 務 所 の 所 在 地
食 鳥 検 査 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地

2 変 更 後 の 名 称
主 たる 事 務 所 の 所 在 地
食 鳥 検 査 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地

3 変 更 し よ う と す る 年 月 日

4 変 更 の 理 由